

第8章 子ども・若者への支援

第1節 相談・支援機関の活動状況

1. 子ども家庭相談センター(児童相談所)

子ども家庭相談センター(児童相談所)は児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、滋賀県では中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センターおよび大津・高島子ども家庭相談センターの3か所が設置されており、児童福祉司や児童心理司、一時保護に主として携わる児童指導員等の専門職員を配置しています。

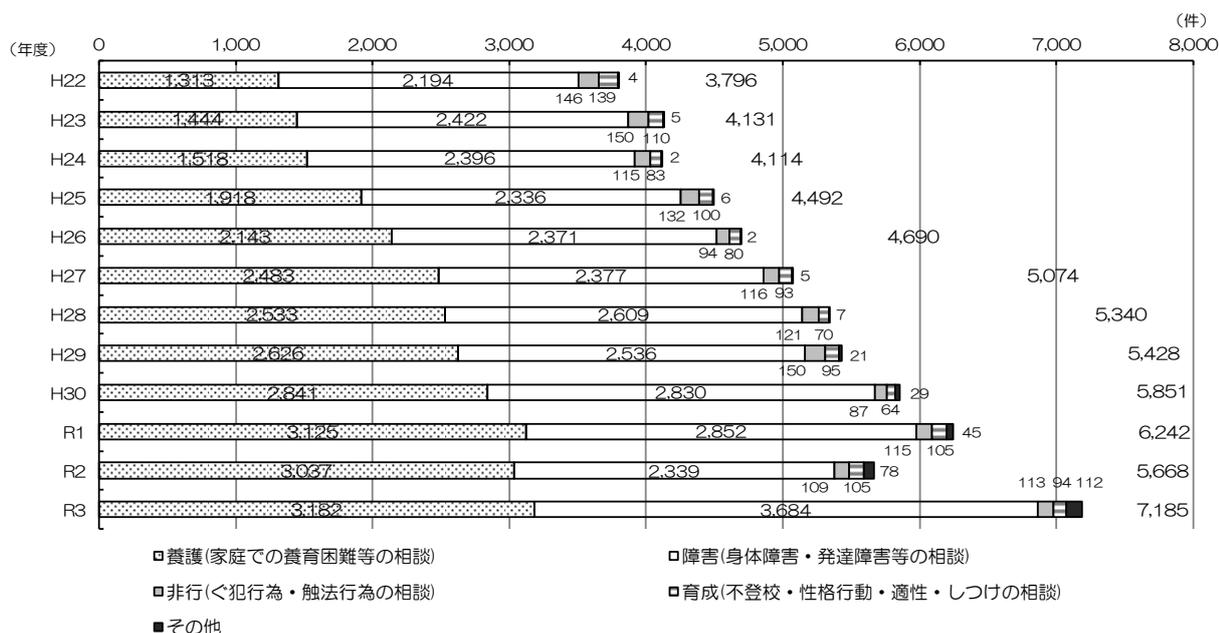
主な業務は、①市町の子ども家庭相談への対応について市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供、その他必要な援助を行う機能②子どもの虐待をはじめ専門的な技術支援および指導を必要とする家庭その他からの相談に応じること、③虐待を受けている子どもに対しての安全確認を行い、必要に応じて保護を行うこと、④子どもおよびその家庭について必要な調査を行い、社会学的、心理学的、医学的診断等を基に総合的な判定をし、個々の子どもに対して一時保護や継続的なカウンセリングまたは施設入所、里親委託等を行うことなどです。

子ども家庭相談センターの相談には、児童虐待等により家庭養育が困難など養護に関する相談や子育てに関する相談、非行に関する相談や身体障害・発達障害に関する相談等があります。令和3年度における全相談件数は7,185件で、相談種別では「障害」に関する相談が3,684件で全体の51.2%と最も多く、次いで「養護」に関する相談が3,182件で全体の44.2%となっています。「養護」に関する相談のうち、児童虐待に関する相談件数が2,627件と、児童虐待防止法が施行された平成12年度(295件)の約8.9倍、平成2年度の統計開始以降、最も多くなっています。

○虐待ホットライン(中央子ども家庭相談センター内 24時間対応)

TEL・FAX 077-562-8996

第8-1-1図 子ども家庭相談センターの相談種別受付件数の推移



2. 子ども・子育て応援センター

子ども・子育て応援センターは、平成18年6月に滋賀県子ども条例に基づいて設置され、電話相談(愛称:こころんだいやる)等により、相談員が子どもや親などから「子育て」や「不登校」「非行」などの相談に応じています。

令和3年度における相談件数は3,795件で、前年度(4,498件)に対し15.6%の減となりました。なお、1日あたりの平均相談件数は10.6件となっています。

相談者別にみると、「本人」からの相談が810件あり、また「母親」からの相談は2,644件で、「本人」と「母親」をあわせると相談件数の91%を占めます。

相談内容で最も多いのは「親自身の問題」に関する相談の1,855件で全体の48.9%を占め、次いで「性格・行動」に関する相談が873件、全体の22.1%となっています。

○こころんだいやる (午前9時～午後9時、12/29～1/3除く)

TEL 077-524-2030 FAX077-528-4855

第8-1-2表 相談状況の年度別推移

単位(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話相談	3,413	3,952	4,615	3,740	4,490	4,026	4,498	3,794
面接相談	1	0	4	5	5	4	0	1
その他(FAX等)	0	1	1	0	0	0	0	0
小計	3,414	3,953	4,620	3,745	4,495	4,030	4,498	3,795
無言・いたずら	444	781	803	547	661	1,022	1,298	787
合計	3,858	4,734	5,423	4,292	5,156	5,052	5,796	4,582

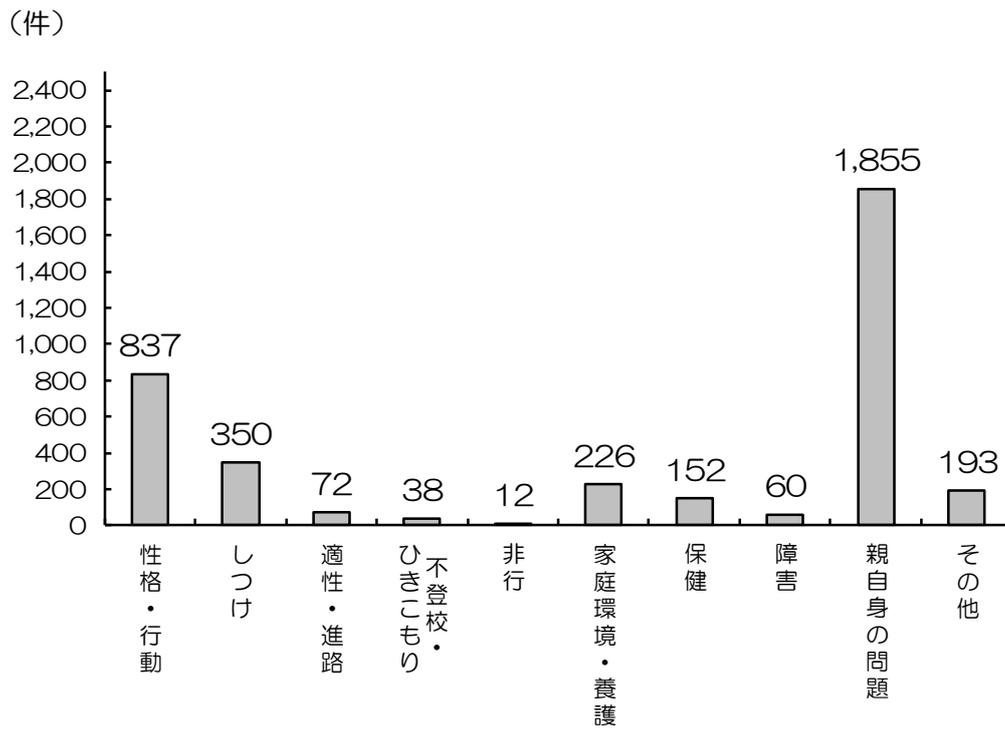
(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第8-1-3表 相談者の内訳(推移)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)								
本人	540	15.8	720	18.2	863	18.7	707	18.9	921	20.5	995	24.7	1,319	29.3	810	21.3
母親	2,429	71.1	2,962	74.9	3,467	75.0	2,700	72.1	3,217	71.6	2,645	65.6	2,783	61.9	2,644	69.7
父親	182	5.3	79	2.0	72	1.6	91	2.4	92	2.0	99	2.5	68	1.5	87	2.3
祖父母・親戚等	84	2.5	67	1.7	34	0.7	49	1.3	50	1.1	60	1.5	39	0.9	47	1.2
その他	59	1.7	51	1.3	38	0.8	31	0.8	54	1.2	49	1.2	72	1.6	47	1.2
不明	120	3.5	74	1.9	146	3.2	167	4.5	161	3.6	182	4.5	217	4.8	160	4.2
計	3,414	100.0	3,953	100.0	4,620	100.0	3,745	100.0	4,495	100.0	4,030	100.0	4,498	100.0	3,795	100.0

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第8-1-4図 内容別相談件数



(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

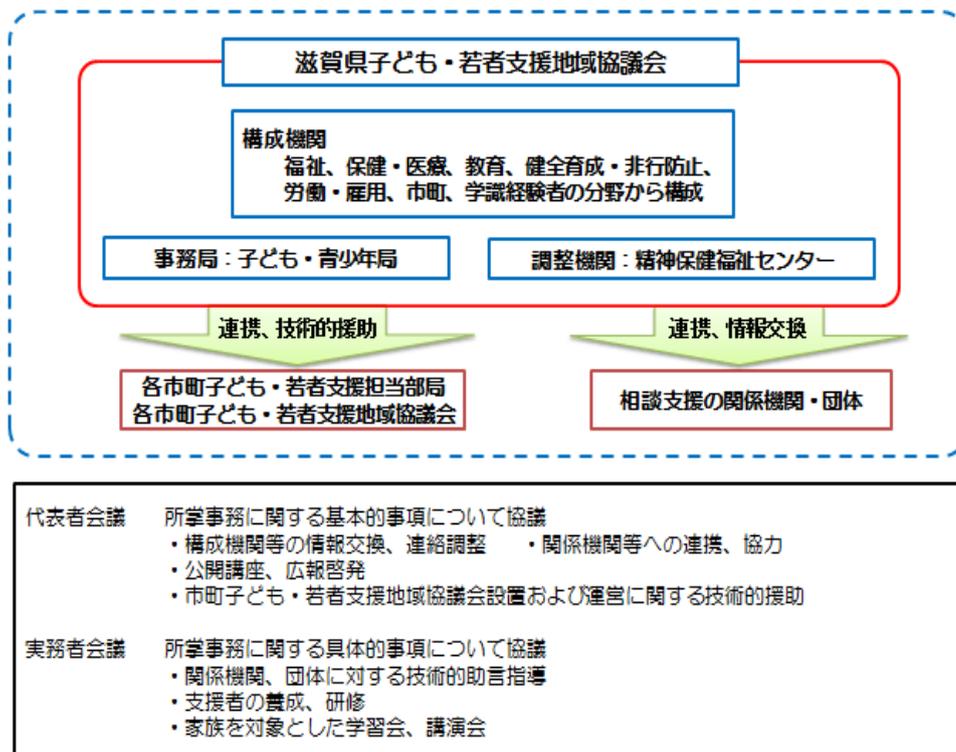
3. 滋賀県子ども・若者支援地域協議会

子どもの貧困、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等、子ども・若者の抱える問題は、深刻化しています。また、それらは相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることから、従来の個別分野における縦割りの対応では、支援しきれないケースも散見されます。

そこで、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条に基づき、平成28年3月より、「滋賀県子ども・若者支援地域協議会」を設置しています。

<機能と役割>

- 1 子ども・若者の支援に必要な情報の交換及び連絡調整
 - ・地域の子ども・若者に関する問題状況等の把握、情報交換
- 2 子ども若者の支援に関わる関係機関・団体の相互連携・協力
 - ・関係機関・団体の相談支援の内容等に関する情報交換、助言指導
 - ・相談支援機関・団体の支援体制・内容の充実
- 3 子ども・若者の支援に関する調査・研究及び広報・啓発
 - ・実務者会議の実施
 - ・公開講座、研修会、学習回答の実施
- 4 市町における子ども・若者支援地域協議会設置及び運営に関する技術的援助
 - ・市町の相談支援体制の状況把握
 - ・市町の子ども・若者支援地域協議会設置に向けた課題整理、技術的助言



第8-1-5図 滋賀県子ども・若者支援地域協議会の組織図

4. 市町(児童相談)

平成16年度の児童福祉法の改正により、平成17年4月から、市町も児童虐待など児童家庭相談を行っています。令和3年度における県内市町の児童相談件数は10,770件で、このうち児童虐待相談対応件数が8,294件と最も多くなっています。相談の経路では、学校等が3,532件と最も多く、次いで保健センター1,697件となっています。

また、平成17年度中に任意設置の児童虐待防止ネットワークが全ての市町に設置され、平成23年3月には、全ての市町で、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に移行しました。

要保護児童対策地域協議会は、構成機関に守秘義務が課されるため情報共有がより密になること、調整機関が明確になり責任ある実施体制の構築が期待できることなどから、市町には、この協議会の機能強化を図ることが求められています。

また、平成28年児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務とされ、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する体制を整えることが求められています。

第8-1-6表 市町全体の相談対応件数

	虐待相談	その他養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
平成23年度	3,552	1,804	234	53	837	6,480
平成24年度	4,247	1,719	261	51	991	7,269
平成25年度	5,083	1,263	131	33	968	7,478
平成26年度	5,924	1,423	83	43	872	8,345
平成27年度	6,013	1,176	66	38	714	8,007
平成28年度	6,042	1,327	93	37	761	8,260
平成29年度	6,378	1,381	81	31	571	8,442
平成30年度	7,252	1,632	75	23	735	9,717
令和元年度	7,864	1,400	64	43	797	10,168
令和2年度	8,190	1,515	100	49	1,087	10,941
令和3年度	8,294	1,507	93	29	878	10,801

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第8-1-7表 相談受付の経路状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家族・親戚	723	829	761	680	581	658	670	704	720	664
隣人・知人	369	337	382	322	316	280	283	273	246	234
児童本人	18	24	21	19	24	21	25	24	19	8
福祉事務所	874	729	737	700	711	697	698	758	812	738
児童委員	123	102	131	105	89	89	56	98	81	69
保健センター	1,104	1,128	1,289	1,130	1,231	1,291	1,500	1,609	1,825	1,697
医療機関	140	163	150	194	179	160	239	223	234	264
児童福祉施設等	526	591	678	698	643	638	716	767	829	765
警察等	105	78	89	137	175	220	316	388	529	516
学校等	1,944	2,107	2,466	2,519	2,527	2,589	2,940	3,073	3,323	3,532
子ども家庭相談センター	566	653	755	660	727	760	858	964	961	979
その他	777	737	886	843	1,057	1,039	1,216	1,312	1,271	1,304
計	7,269	7,478	8,345	8,007	8,260	8,442	9,517	10,193	10,850	10,770

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

5. 児童家庭支援センター

子育てや子どもに関する相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、子ども家庭相談センターや児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の子どもや家庭の福祉の向上を図ることを目的とするセンターで、本県では平成14年1月から児童養護施設小鳩の家に設置されています。

○こばと子ども家庭支援センター

〒520-0027 大津市錦織1-14-25 TEL 077-522-2910

第8-1-8表 こばと子ども家庭支援センター相談状況

単位（件）

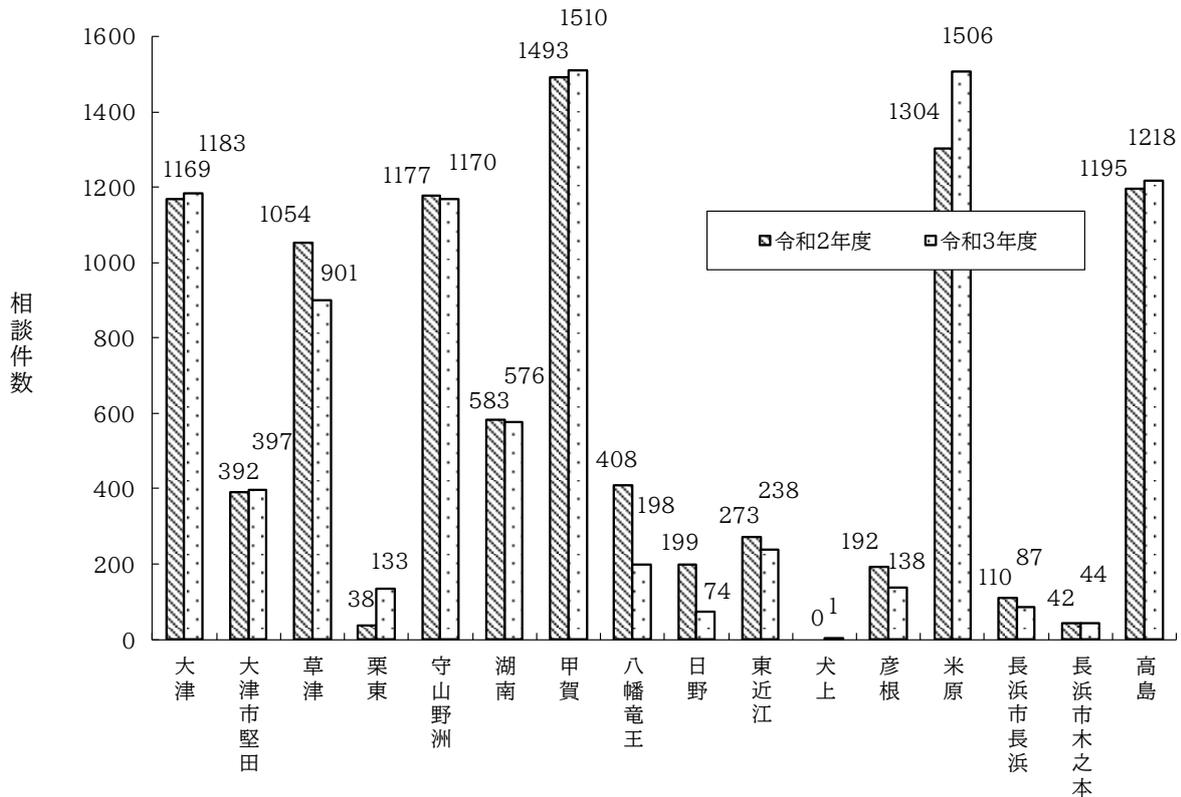
形態 年度	電話相談	来所相談	訪問相談	その他	計
平成23年度	75	397	7	0	479
平成24年度	158	375	43	0	576
平成25年度	317	246	840	0	1,403
平成26年度	219	521	234	0	974
平成27年度	326	197	180	0	703
平成28年度	218	426	312	0	956
平成29年度	255	633	227	0	1,115
平成30年度	477	590	329	568	1,964
令和元年度	596	475	255	601	1,927
令和2年度	708	207	259	74	1,248
令和3年度	864	263	301	152	1,580

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

6. 少年補導センター

少年補導センターは、青少年の非行防止対策を推進していくための地域における拠点として設置され、少年非行防止に関係のある行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っています。令和3年度の県内全少年補導センターの相談件数は、延べ9,374件で、前年度に比べて、255件減少しました。

第8-1-9図 相談受理件数の推移

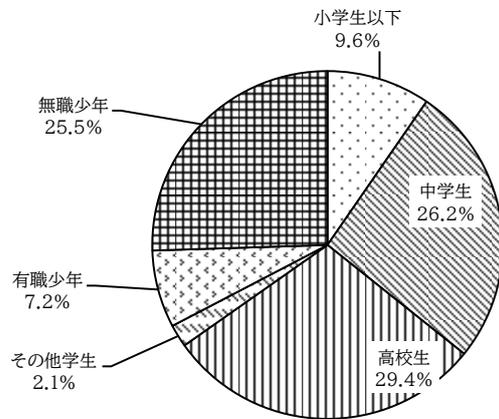


(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

相談対象少年の学職別の割合を見ると、高校生に関する相談が全体の29.4%を占めて最も多く、次いで順に中学生に関する相談26.2%、無職少年に関する相談25.5%、小学生以下に関する相談9.6%、有職少年に関する相談7.2%、その他学生に関する相談2.1%となっています。

小学生以下	897件
中学生	2,455件
高校生	2,759件
その他学生	197件
有職少年	674件
無職少年	2,391件

第8-1-10図 相談対象の内訳

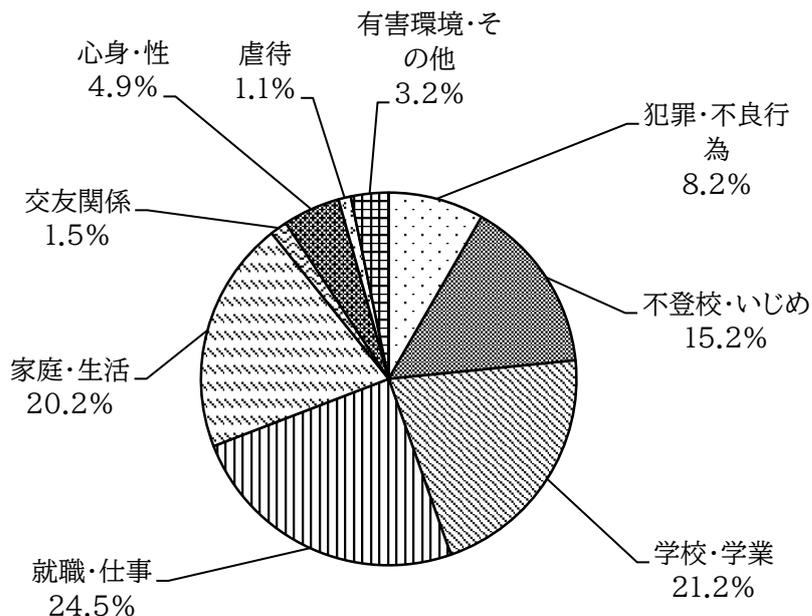


(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

相談内容の内訳は、就労・仕事に関する相談が全体の24.5%を占めて最も多く、次いで順に学校・学業に関する相談21.2%、家庭・生活に関する相談20.2%などとなっています。

犯罪・不良行為	722件	不登校・いじめ	1,422件	学校・学業	1,989件
就職・仕事	2,296件	家庭・生活	1,890件	交友関係	139件
心身・性	461件	虐待	100件	有害環境・その他	304件

第8-1-11図 内容別相談件数



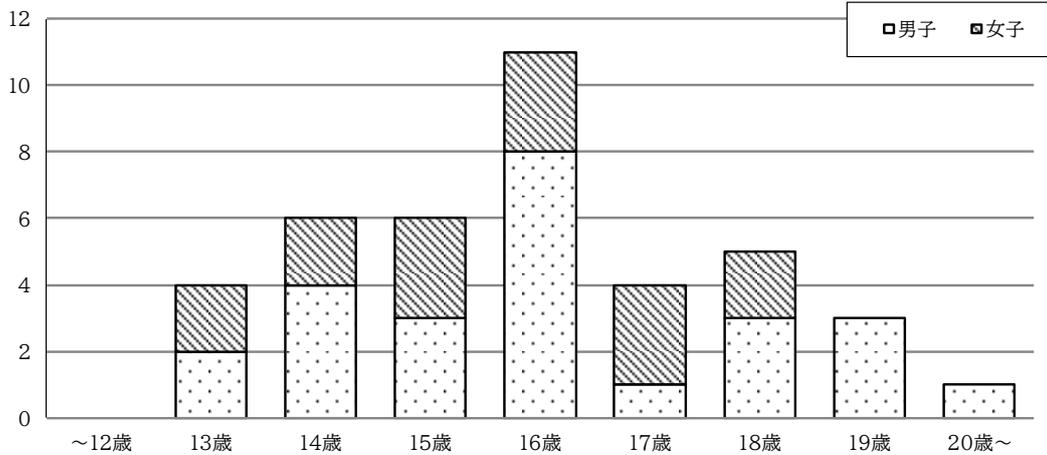
(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

7. 青少年立ち直り支援センター(あすくる)

県内16か所にある少年補導センターのうち、9か所のセンターに専属スタッフ(支援コーディネーター、心理臨床担当職員、現職教員)を配置することで立ち直り支援に必要な機能をおき、その支援活動の拠点として青少年立ち直り支援センター(通称:あすくる)が設置されています。「あすくる」では、警察、司法、教育、福祉等の関係機関との連携、支援協力企業やボランティアの協力のもと、問題を抱える青少年の生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなどに取り組み、再非行を防止するとともに立ち直りを支援しています。

令和3年度の新規支援者数を年齢別で見ると16歳が最も多くなっており、男女で全体の27.5%を占めています。

第8-1-12図 年齢別新規支援者数

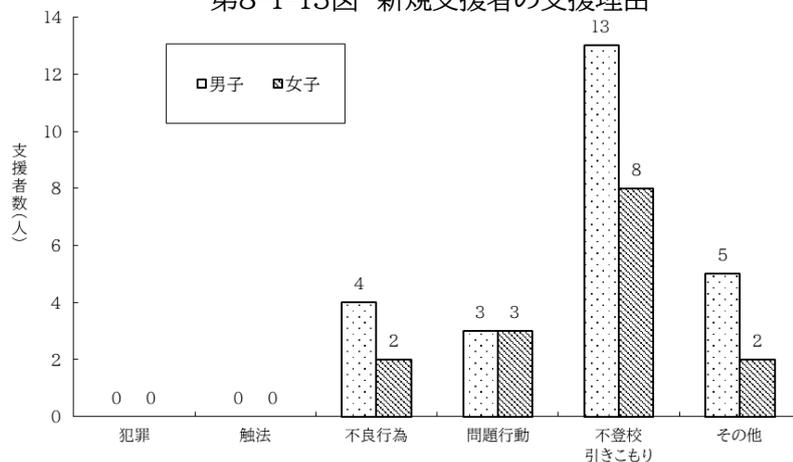


年齢	~12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳~
男子	0	2	4	3	8	1	3	3	1
女子	0	2	2	3	3	3	2	0	0
計	0	4	6	6	11	4	5	3	1

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

令和3年度における新規支援者の支援理由は、不登校・引きこもりが29人で最も多く、全体の52.7%を占めています。

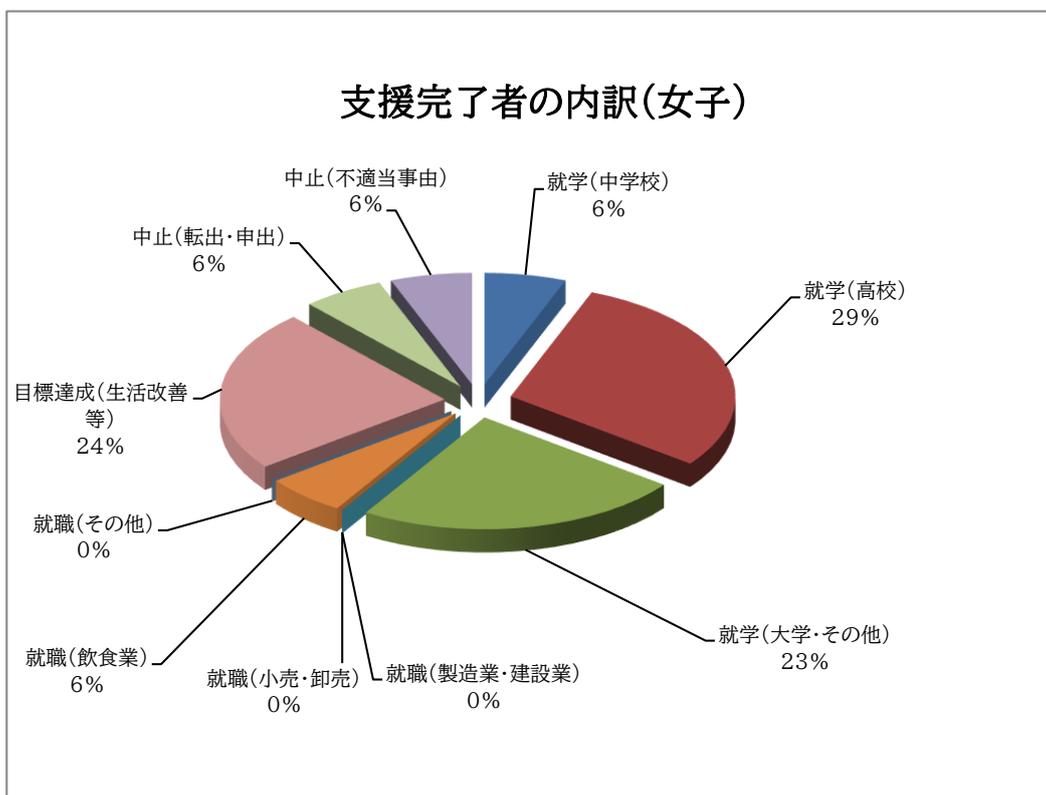
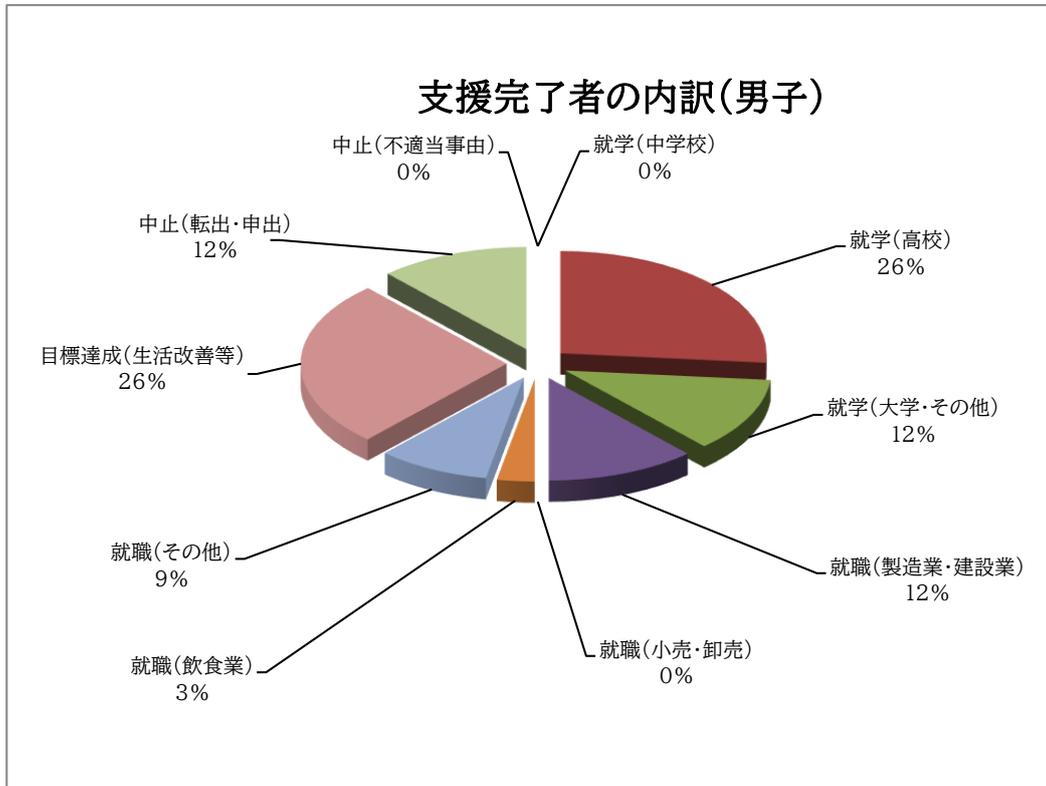
第8-1-13図 新規支援者の支援理由



(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

令和3年度における男女別支援完了者の内訳は以下のとおりです。また、支援完了率は88.2%となっています。

第8-1-14図 男女別支援完了者の内訳



(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第2節 ひきこもり

1. ひきこもりの定義

「ひきこもり」とは、「様々な要因の結果として、社会参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)」と平成22年5月「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」で定義されています。

また、当県のひきこもり状態にある子ども・若者の数(※1 広義のひきこもり)を推計(※2)すると、若年人口の1.79%にあたる約6,367人とされています。

※1 出典:平成28年9月 内閣府「若者の生活に関する調査」定義:広義のひきこもり(=《準ひきこもり:普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する》+《狭義のひきこもり:普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける+自室からは出るが、家からは出ない・自室からほとんど出ない》)

※2 2016年推計人口より推計

2. 精神保健福祉センター、保健所における支援の現状

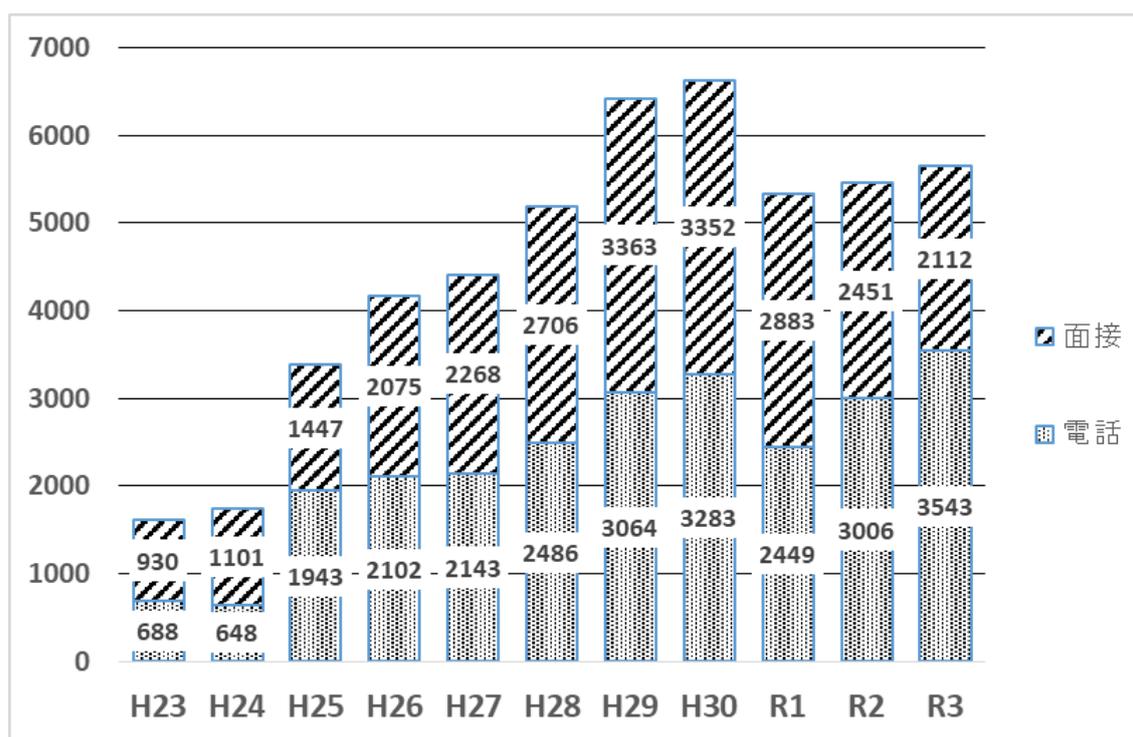
精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、平成22年4月の精神保健福祉センター内に「ひきこもり支援センター」を設置以降、令和元年度は減少しましたが、相談件数が大きく伸びています。

背景にはひきこもりの重症化予防の視点から子ども若者層を視野に入れ、支援対象年齢を拡大したことや、教育機関等を含む青少年支援機関との連携体制が充実してきたことが考えられます。

令和2年度からは、ひきこもり支援センターにおいて、医療、法律、福祉、教育、就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、支援機関に対する専門的助言等を行う機能の強化に取り組んでいます。

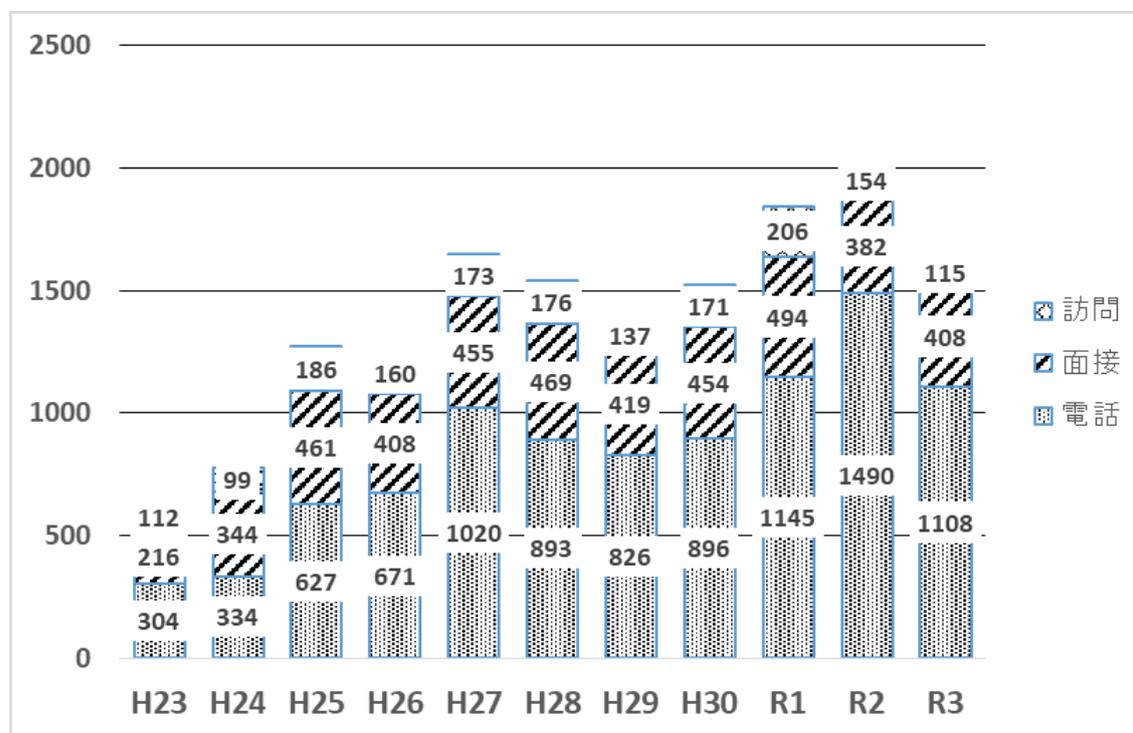
また、県内保健所においては、ひきこもりが長期化・重症化した事例が支援の主な対象であり、地域のネットワーク体制を作りながらの継続支援が必要になることから、相談件数も依然として多い状況が続いています。

第8-2-1図 ひきこもり支援センターにおける相談件数の年次推移



(資料)滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

第8-2-2図 保健所におけるひきこもり相談件数の年次推移



(資料)滋賀県健康医療福祉部障害福祉課